

人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金
オープンアクセス加速化事業
(審査業務)

公募要領

令和6年3月
文部科学省研究振興局参事官 (情報担当) 付

人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金 オープンアクセス加速化事業 (審査業務) について 事業概要

1. 事業の目的

「オープンアクセス加速化事業」(以下「本事業」)の目的を達成するため、研究成果の管理・公開の強化を実施する大学等の機関の審査を行う機関(以下「審査機関」という。)への補助を行う。

2. 業務の概要

(1) 業務の対象

営利を目的とせず、公共性の高い事務事業を行う公益法人及び独立行政法人を対象とする。

業務開始から補助期間終了までの間、本事業に係る業務を安定的に遂行できるだけの法人の財務基盤を有し、過去に同様の事業を実施した経験があり、経営等が良好であること。

(2) 業務の内容

本事業に関して、以下のとおり、オープンアクセス加速化事業に対する申請の審査業務等を行い、いずれの業務においても、発展的な提案等を行うことが望ましく、文部科学省へ相談・報告しつつ行うものとする。

●オープンアクセス加速化事業に対する申請の審査業務

- ・本事業補助事業者を審査する審査委員会委員候補者を選定する。
- ・本事業補助事業者を審査する者(審査委員会委員)への委嘱業務を行う。
- ・本事業への申請書類の確認を行い、必要に応じて文部科学省に報告・相談を行う。
- ・本事業審査委員会を開催し、併せて事務業務を行う。
- ・文部科学省の求めに応じて審査後の書類を取りまとめ、文部科学省に提出する。

他

3. 補助金交付予定額

100,000千円内(事業実施期間内)

4. 事業実施期間

本事業補助期間終了年度(令和6年度)の年度末まで

※なお、本事業補助事業期間が変更された場合は、審査業務の実施期間も変更になる場合がある

人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金オープンアクセス加速化事業 (審査業務) について

1. 事業の目的

「オープンアクセス加速化事業」(以下「本事業」という。)は、令和5年5月に開催されたG7科学技術大コミュニケにおいて、公的資金による学術出版物及び科学データへの即時オープンアクセスを支援することが明記されたことや、我が国が2025年度新規公募分からの学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた国の方針を策定する予定であることを踏まえ、実施する事業である。

具体的には、大学・大学共同利用機関法人(以下「大学等」)による研究成果(学術論文・研究データ)の管理・公開に関する体制の充実・強化を図り、大学等におけるオープンアクセスに向けたシステム開発・運用等の取組とともに、大学等に所属する研究者の研究論文を電子ジャーナルに掲載するための掲載公開料(APC)の措置を実施する機関の審査を行う機関(以下「審査機関」という。)への補助を行うものである。

2. 業務の概要

(1) 業務の対象

- ① 営利を目的とせず、公共性の高い事務事業を行う公益法人及び独立行政法人を対象とする。
- ② 予算決算及び会計令第70条「一般競争に参加させることができない者」の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のための必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ③ 業務開始から補助期間終了までの間、本事業に係る業務を安定的に遂行できるだけの法人の財務基盤を有し、過去に同様の事業を実施した経験があり、経営等が良好であること。

(2) 業務の内容

本事業に関して、以下のとおり、オープンアクセス加速化事業に対する申請の審査業務を行い、大学からの全ての申請の中から支援すべき優れた取組を選定し、文部科学省に報告する。

なお、文部科学省担当者との協議により業務を追加する場合がある。

審査の進め方については文部科学省と随時協議すること。

● オープンアクセス加速化事業に対する申請の審査業務

- ・ 本事業補助事業者を審査する審査委員会委員候補者を選定する。
- ・ 本事業補助事業者を審査する者(審査委員会委員)への委嘱業務を行う。
- ・ 本事業の申請書類の確認を行い、必要に応じて文部科学省に報告・相談を行う。
- ・ 本事業審査委員会を開催し、併せて事務業務を行う。
- ・ 文部科学省の求めに応じて審査後の書類を取りまとめ、文部科学省に提出する。
- ・ 文部科学省が決定した採択及び不採択大学等への結果通知に関わる作業を行う。

3. 補助金基準額

選定された場合は、審査機関に対して「人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金」により、以下の予算の範囲内で文部科学省から補助金を交付する。

100,000千円内（事業実施期間内）

（※本業務で必要となる全ての経費を含む）

4. 業務実施期間

本事業補助期間終了年度（令和6年度）の年度末まで

※なお、本事業補助事業期間が変更された場合は、審査業務の実施期間も変更になる場合がある

5. 企画書の作成等

(1) 企画書に盛り込む内容

- ・ 審査プロセス、審査体制
- ・ 業務を確実に遂行するための実施体制
- ・ 業務の実施のための経費執行体制（経理事務体制）
- ・ 業務に係る経費内訳

(2) 留意事項

- ・ 提出する企画書（分量は10ページ以内、様式は指定）はメール添付にて送付することとする。
- ・ 選定の可否を問わず、企画書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- ・ 各業務に関しては特に以下の点を踏まえること。
 - ① 大学等の行うオープンアクセスに向けた環境整備等の各種業務に精通していること。
 - ② 国が実施する大学等のオープンアクセスのための取組に精通していること。
 - ③ 文部科学省との連絡調整・面談、問合せ対応が常時可能な体制を有していること。
なお、文部科学省庁舎から1時間程度以内の場所に常設の事務所を保有（借上げを含む）していることが望ましい。
 - ④ 大学等の審査業務に関する実績があることが望ましい。

6. 選定方法

「人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金（オープンアクセス加速化事業）審査業務」審査要項に基づき、審査機関（1件）を選定する。なお、企画書に関するヒアリングは実施しない。

7. 提出期間・提出先

本業務の対象となる独立行政法人等の長から企画書を提出すること。

（1）提出期間

令和6年3月26日（火）～ 令和6年4月15日（月）

（2）提出方法

企画書をPDF形式のファイルに変換し、上記（1）の期間内に電子メールにて open-access@mext.go.jp 宛に提出すること（公印不要）。なお、郵送・持参・FAXによる提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合には、下記担当へ相談すること。

なお、必要に応じて、提出したファイルについて再提出を求める場合があるため、各機関において必ず同一内容の電子ファイルを保存すること。

- ・送信メールの件名は、「【企画書提出】（機関名）R5 人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金の審査業務」とすること。
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信すること。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計10MB未満とすること。なお、容量を超える場合は、分割して送信すること。分割して送信する場合は、次の例のとおりメールの件名に番号を付すこと。
例：3つに分割する場合のメールの件名は、それぞれの件名の冒頭に1/3、2/3、3/3を付すこと。
- ・電子メールによる企画書の到着後、翌営業日中に受領通知を送信者に対して電子メールで返信するので、電子メールによる企画書提出から2営業日以内に受領通知が届かない場合は、下記担当へすぐに電話で連絡すること。

（3）その他

本公募に関する説明会は行わない。本業務の内容に関する説明等については、下記担当まで問い合わせること。

提出された企画書は企画選定以外の目的に使用しない。

8. 選定結果の通知

選定結果については、企画書を提出した者に対して通知する。

9. 業務の実施

選定された補助事業者は、文部科学省担当者と協議しつつ、本業務を実施することとし、本業務の実施に当たっては、人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金交付要綱及び取扱要領に基づくこととする。

<p><本件担当> 〒100 - 8959 東京都千代田区霞が関3 - 2 - 2 文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付学術基盤整備室 TEL : 03-5253-4111（代） （内線 4284） Mail : open-access@mext.go.jp</p>

人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金 オープンアクセス加速化事業
(審査業務) について
審査の観点

○審査の観点

本事業の審査業務実施を申請する者の審査の観点は以下のとおり

(1) 総論

- ・法令を遵守し、公募要領で定めるところに誠実に対応しているか
- ・本事業を実施する資格を満たしているか

(2) 審査プロセス、審査体制について

- ・審査プロセスが明確に定められているか
- ・審査体制が十分なものになっているか

(3) 業務を確実に遂行するための実施体制について

- ・本業務を確実に遂行するために適切な実施体制となっているか
- ・本業務を遂行するにあたり、十分な経験・ノウハウを有しているか

(4) 業務の実施のための経費執行体制（経理事務体制）

- ・本業務を実施するために適切な経費執行体制が組まれているか

(5) 業務に係る経費内訳

- ・業務に係る経費の内訳が適切なものになっているか
- ・本業務を実施するための経費が適切に積算されているか